

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

別紙-2-1(施工管理)

(総括監督員)

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		<p>「評価対象項目」</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 契約書第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更施工計画書を提出していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 工事材料を品質に影響が無いよう保管していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 工事の関係書類を的確に整理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 (_____) 			<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上 a</p> <p>評価値が80%以上～90%未満 b</p> <p>評価値が80%未満 c</p>			<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = () 該当評価数 / () 評価対象項目数</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p>	

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

別紙-2-2(施工管理)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

(総括監督員)

考査項目		a	b	c	d	e
2. 施工状況	II. 工程管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
	「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> 隣接する他の工事等との工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく、工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民から苦情がなかった。 <input type="checkbox"/> 工程管理に係るフォローアップ等積極的な取り組みが見られた。 <input type="checkbox"/> 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> その他 (理由 : _____) 該当項目が3項目以上 …… a 該当項目が2項目以上 …… b その他 …… c				<input type="checkbox"/> 工程管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 請負者の責により、工期内に工事を完成させなかった。 (但し、改善指示による場合を除く)
	III. 安全対策	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
	「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 <input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 <input type="checkbox"/> その他 (理由 : _____) 該当項目が4項目以上 …… a 該当項目が2項目以上 …… b その他 …… c				<input type="checkbox"/> 安全管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 請負者の責により、事故が発生した。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

別紙-2-3(社会性等)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

(総括監督員)

考査項目		a	b	c
6. 社会性等	I 地域への貢献等	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない
<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 河川や海岸等に対し汚濁防止等周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/> 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。</p> <p><input type="checkbox"/> 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。</p> <p><input type="checkbox"/> 道路清掃や草刈り、除雪などを積極的に実施した。</p> <p><input type="checkbox"/> 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。</p> <p><input type="checkbox"/> 災害時等において、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> 全てを自社企業で実施、もしくは下請負企業を全て県内企業とした。</p> <p><input type="checkbox"/> 循環型社会の形成に積極的に取り組んだ。[例：秋田県認定リサイクル製品、バイオディーゼル燃料、フライアッシュ混合コンクリート、熔融スラグ入りアスファルト混合物等]</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (理由 : _____)</p> <p>該当項目が5項目以上 …… a</p> <p>該当項目が3項目以上 …… b</p> <p>その他 …… c</p>				

※ 地域への貢献等とは、工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

別紙-2-4(法令遵守等)

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

(総括監督員)

審査項目	法令遵守等の該当項目一覧表																					
7. 法令遵守等	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="275 276 1088 308">表-1 知事又は発注者の措置内容</th> <th data-bbox="1095 276 1415 308">点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="275 312 1088 344">□ 1. 指名停止3ヶ月以上</td> <td data-bbox="1095 312 1415 344">-20点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="275 349 1088 381">□ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td data-bbox="1095 349 1415 381">-15点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="275 386 1088 418">□ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td data-bbox="1095 386 1415 418">-13点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="275 422 1088 454">□ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td> <td data-bbox="1095 422 1415 454">-10点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="275 459 1088 491">□ 5. 文書注意</td> <td data-bbox="1095 459 1415 491">- 8点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="275 496 1088 528">□ 6. 口頭注意</td> <td data-bbox="1095 496 1415 528">- 5点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="275 533 1088 588">□ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合</td> <td data-bbox="1095 533 1415 588">- 3点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="275 593 1088 625">□ 8. その他()</td> <td data-bbox="1095 593 1415 625">- 点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="275 630 1088 662">□ 9. 項目該当なし</td> <td data-bbox="1095 630 1415 662"></td> </tr> </tbody> </table>	表-1 知事又は発注者の措置内容	点数	□ 1. 指名停止3ヶ月以上	-20点	□ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点	□ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点	□ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点	□ 5. 文書注意	- 8点	□ 6. 口頭注意	- 5点	□ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	- 3点	□ 8. その他()	- 点	□ 9. 項目該当なし		
表-1 知事又は発注者の措置内容	点数																					
□ 1. 指名停止3ヶ月以上	-20点																					
□ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点																					
□ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点																					
□ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点																					
□ 5. 文書注意	- 8点																					
□ 6. 口頭注意	- 5点																					
□ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	- 3点																					
□ 8. その他()	- 点																					
□ 9. 項目該当なし																						
<p>① 表-1で評価する事例は、「施工にあたっては、工事関係者が下記の【知事又は発注者の措置内容が表-1の1~7のいずれかを措置した場合の適応事例】で上表の措置があった」場合に適用する。</p>																						
<p>② 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p>																						
<p>③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従業員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。</p>																						
<p>【知事又は発注者の措置内容が表-1の1~7のいずれかに該当した場合の適応事例】</p>																						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1. 入札前に提出した調査資料等において虚偽の事実が判明した。 ・ 2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継をした。 ・ 3. 使用人に関する労働条件に問題があり、送検等された。 ・ 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の、関係法令に違反する事実が判明した。 ・ 5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 ・ 6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 ・ 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 ・ 8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ・ 9. 監督または検査の実施にあたり、不当な圧力をかけるなど、妨げた。 ・ 10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金遅延防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 ・ 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検された。 ・ 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 ・ 13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記載されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行なっている事実が判明した。 ・ 14. 安全管理が不適切であったことから、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。 																						
<p>※「表-1 知事又は発注者の措置内容」に基づく減点は合わせて行うものとする。</p>																						

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

別紙-2-5(履行率等)

〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。

(総括監督員)

考査項目	履行率等の該当項目一覧表											
8. 履行率等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>表-1 総合評価に係る評価項目(簡易な施工計画、技術提案)の履行結果</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1. 履行率が50%未満</td> <td>-10点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 2. 履行率が50%以上 70%未満</td> <td>-8点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3. 履行率が70%以上 80%未満</td> <td>-5点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 4. 履行率が80%以上100%未満</td> <td>-3点</td> </tr> </tbody> </table> <p>①表-1で評価する項目は、総合評価落札方式(技術提案型、施工計画型)により契約した工事で【総合評価に係る評価項目(簡易な施工計画、技術提案)の履行結果が表-1の1~4のいずれかに該当する場合の適応事例】の場合、上表の措置を適用する。</p> <p>②履行率は、総合評価落札方式の技術提案等評価項目(簡易な施工計画、技術提案)について、申請時の提案内容(項目または数量)に対する履行実績の割合とする。</p>		表-1 総合評価に係る評価項目(簡易な施工計画、技術提案)の履行結果	点数	<input type="checkbox"/> 1. 履行率が50%未満	-10点	<input type="checkbox"/> 2. 履行率が50%以上 70%未満	-8点	<input type="checkbox"/> 3. 履行率が70%以上 80%未満	-5点	<input type="checkbox"/> 4. 履行率が80%以上100%未満	-3点
	表-1 総合評価に係る評価項目(簡易な施工計画、技術提案)の履行結果	点数										
	<input type="checkbox"/> 1. 履行率が50%未満	-10点										
	<input type="checkbox"/> 2. 履行率が50%以上 70%未満	-8点										
	<input type="checkbox"/> 3. 履行率が70%以上 80%未満	-5点										
	<input type="checkbox"/> 4. 履行率が80%以上100%未満	-3点										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>表-2 総合評価に係る評価項目 (企業の建設キャリアアップシステムへの取組)の履行結果</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1. 履行義務を果たしていると判断されない場合</td> <td>-5点</td> </tr> </tbody> </table> <p>①表-2で評価する項目は、総合評価落札方式(技術提案型、施工計画型、簡易型、簡易型(II型))により契約した工事で【総合評価に係る評価項目(企業の建設キャリアアップシステムへの取組)の履行結果が、表-2の1に該当する場合の適応事例】の場合、上表の措置を適用する。</p> <p>②総合評価落札方式の実績等評価項目(当該工事におけるCCUS活用の有無)について、申請時に加点対象となった企業(下請負契約を締結しない場合は、請負者のみ)が工事完成前までにカードリーダーを設置し、技能者の就業履歴を蓄積することを履行義務とする。</p>		表-2 総合評価に係る評価項目 (企業の建設キャリアアップシステムへの取組)の履行結果	点数	<input type="checkbox"/> 1. 履行義務を果たしていると判断されない場合	-5点						
	表-2 総合評価に係る評価項目 (企業の建設キャリアアップシステムへの取組)の履行結果	点数										
	<input type="checkbox"/> 1. 履行義務を果たしていると判断されない場合	-5点										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>表-3 総合評価に係る評価項目(主要材料の製造・施工の管理体制)の履行結果</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1. 履行率が50%未満</td> <td>-5点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 2. 履行率が50%以上 70%未満</td> <td>-3点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3. 履行率が70%以上100%未満</td> <td>-1点</td> </tr> </tbody> </table> <p>①表-3で評価する項目は、総合評価落札方式(技術提案型、施工計画型、簡易型、簡易型(II型))により契約した工事で【総合評価に係る評価項目(主要材料の製造・施工の管理体制)の履行結果が、表-3の1~3のいずれかに該当する場合の適応事例】の場合、上表の措置を適用する。</p> <p>②履行率は、総合評価落札方式の実績等評価項目(主要材料の製造・施工の管理体制)について、施工計画書に記載した申請項目に対する履行実績の割合とする。</p>		表-3 総合評価に係る評価項目(主要材料の製造・施工の管理体制)の履行結果	点数	<input type="checkbox"/> 1. 履行率が50%未満	-5点	<input type="checkbox"/> 2. 履行率が50%以上 70%未満	-3点	<input type="checkbox"/> 3. 履行率が70%以上100%未満	-1点		
表-3 総合評価に係る評価項目(主要材料の製造・施工の管理体制)の履行結果	点数											
<input type="checkbox"/> 1. 履行率が50%未満	-5点											
<input type="checkbox"/> 2. 履行率が50%以上 70%未満	-3点											
<input type="checkbox"/> 3. 履行率が70%以上100%未満	-1点											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>表-4 総合評価に係る評価項目(登録基幹技能者等の配置)の履行結果</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1. 履行義務を果たしていると判断されない場合</td> <td>-5点</td> </tr> </tbody> </table> <p>①表-4で評価する項目は、総合評価落札方式(技術提案型、施工計画型、簡易型、簡易型(II型))により契約した工事で【総合評価に係る評価項目(登録基幹技能者等の配置)の履行結果が、表-4の1に該当する場合の適用事例】の場合、上表の措置を適用する。</p> <p>②総合評価落札方式の実績等評価項目(当該工事における登録基幹技能者等の配置)について、申請時に加点対象となった登録基幹技能者等が当該工事に関与することを履行義務とする。</p>		表-4 総合評価に係る評価項目(登録基幹技能者等の配置)の履行結果	点数	<input type="checkbox"/> 1. 履行義務を果たしていると判断されない場合	-5点							
表-4 総合評価に係る評価項目(登録基幹技能者等の配置)の履行結果	点数											
<input type="checkbox"/> 1. 履行義務を果たしていると判断されない場合	-5点											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>表-5 総合評価に係る配置技術者の変更(履行状況に関わらず)</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1. 配置技術者に変更が生じ、落札時の能力評価点と同等以上の技術者を配置できない場合</td> <td>-5点</td> </tr> </tbody> </table> <p>①表-5で評価する項目は、総合評価落札方式(技術提案型、施工計画型、簡易型、簡易型(II型))により契約した工事で【総合評価に係る配置技術者の変更が、表-5の1に該当する場合の適用事例】の場合、上表の措置を適用する。</p> <p>②配置技術者の変更は、総合評価落札方式で配置する監理技術者等、若手又は女性技術者(現場代理人に配置している場合も同様)及び専任補助者の当該工事における途中交代とする。</p>		表-5 総合評価に係る配置技術者の変更(履行状況に関わらず)	点数	<input type="checkbox"/> 1. 配置技術者に変更が生じ、落札時の能力評価点と同等以上の技術者を配置できない場合	-5点							
表-5 総合評価に係る配置技術者の変更(履行状況に関わらず)	点数											
<input type="checkbox"/> 1. 配置技術者に変更が生じ、落札時の能力評価点と同等以上の技術者を配置できない場合	-5点											

【総合評価に係る評価項目(簡易な施工計画、技術提案)の履行結果が、表-1の1~4のいずれかに該当する場合の適応事例】

- ・ 1. 総合評価落札方式における技術提案等評価項目(技術的所見、提案)について、請負者の責により提案内容に不履行があった。若しくは、履行状況が確認できなかった。

【総合評価に係る評価項目(企業の建設キャリアアップシステムへの取組)の履行結果が、表-2の1に該当する場合の適応事例】

- ・ 1. 総合評価落札方式における実績等評価項目(当該工事におけるCCUS活用の有無)について、履行義務期間内にカードリーダーが設置されなかった。若しくは、受注者及び下請企業に属する技能者の就業履歴について、システムから出力された一覧表による確認ができなかった。(下請負契約を締結しない場合は、請負者のみ)

【総合評価に係る評価項目(主要材料の製造・施工の管理体制)の履行結果が、表-3の1~3のいずれかに該当する場合の適応事例】

- ・ 1. 総合評価落札方式における実績等評価項目(主要材料の製造・施工の管理体制)について、履行義務期間内に請負者の責により評価対象となった申請項目に不履行があった。若しくは、履行状況が確認できなかった。

【総合評価に係る評価項目(登録基幹技能者等の配置)の履行結果が、表-4の1に該当する場合の適応事例】

- ・ 1. 総合評価落札方式における実績等評価項目(当該工事における登録基幹技能者等の配置)について、履行義務期間内に当該登録基幹技能者等が当該工事に関与した状況を書類で確認できなかった。

【総合評価に係る配置技術者の変更が、表-5の1に該当する場合の適応事例】

- ・ 1. 総合評価落札方式における配置技術者について、履行義務期間内に途中交代した後任技術者が前任技術者と同等以上の資格及び経験を有しない。及び、落札時の前任技術者の能力評価点未満であった。ただし、同等以上となる技術者を配置できない理由(やむを得ない理由)を証明している場合は、工事成績評点の減点は行わない。

※1. やむを得ない理由の証明は、総合評価落札方式に係る「別記様式1-2-1又は1-2-2」による企業内の技術者毎の能力評価点の提出や、企業内の技術者毎の資格と経験状況を証明できる書類の提出による。

※2. 総合評価における配置技術者の途中交代の取り扱いについては、「秋田県総合評価落札方式(建設工事)運用の手引き」による。

※「表-1 総合評価に係る評価項目(簡易な施工計画、技術提案)の履行結果」及び「表-2~表-5 各「総合評価に係る評価項目の履行結果」等」に基づく減点は、履行状況等により併せて行うことができる。